

# 定期備船契約等のリースの識別、検討—ASBJ

去る11月19日、企業会計基準委員会が第446回企業会計基準委員会を開催し、主にリース会計基準の改正等について審議された。

第95回リース会計専門委員会(2020年11月20日号(No.1595)情報ダイジェスト参照)での議論に引き続き、リースの識別について、審議が行われた。

リースとサービスの区分について、資産および負債を認識することはサービスとしての取引の実態を表さない契約があるとの指摘がされており、事務局から、その契約について、次のような対応案が示された。

## 自動車リース

賃借人の主たる目的は物件の使用であるため、リースとして取り扱う。

## 不動産賃貸借契約

一定の制限はあるものの賃借人は物件の使用目的、使用方法を決められ、便益を得るため、リースとして取り扱う。

## 賃貸用住宅事業のためのサブリース契約

賃貸住宅のサブリース事業者が賃貸住宅オーナーと「一括借上契約」を締結し、入居者にサブリースを行う契約について、中間の貸手がヘッドリースとサブリースのそれぞれを会計処理すべきかどうかに関する「サブリース」の議論については、今後検討を行う。

## 定期備船契約

定期備船契約に関する設例は

## 会計

# ガス協会からの代替的な取扱いに関する要望を検討—ASBJ、収益認識専門委

去る11月17日、企業会計基準委員会は第110回収益認識専門委員会を開催した。

日本ガス協会から要望されている、収益認識基準において検針日基準を代替的な取扱いを認めることへの可否について、第445回親委員会では報告された論点(2020年12月1日号(No.1596)情報ダイジェスト参

リース会計基準に採り入れず、結論の背景にその経緯と事実と状況により判断が異なり得ることを記載するか、一定の要件を定めたうえで代替的な取扱いをオプションとして定める。

委員からは、「専門委員会では、不動産賃貸借契約は賃料が市場変動の影響を大きく受けるなど定期備船契約と類似している点が多いので、リースから除外すべき」という意見があったが、定期備船契約は不動産賃貸借契約とは法的な位置づけが異なる点から、同じとはいえないのでは」との意見があった。

照)を踏まえ、検討が行われた。主な審議内容は次のとおり。

## ガス協会からの要望内容の説明

ガス協会が代替的な取扱いを要望する主な理由として、次の論点が説明された。

- (1) 合理的な見積手法の特定の困難性

ガス協会はガス料金収入の見積りについて検討するため、ガ

ス事業大手4社において、合理的と考えられるいくつかの手法による見積りを行った結果、見積手法は考え方としては合理的であるものの、見積値と検針日基準の日割り補正值との乖離幅

が大きいことなどから、いずれの手法も合理的であるとは評価できない旨を示した。加えて、ほとんどのガス会社において検針日基準が浸透・定着している現状を挙げ、検針日基準の継続が適切ではないかと説明した。

これに対して、事務局から「今回の要望は、見積りと検針日基準による代替的取扱いの選択適用を可能にすることを希望するという理解でよいか」という質問があり、ガス協会からは「そのような形式を希望する」との回答がなされた。

専門委員からは「代替的な取扱いはあくまで、見積りよりも正確な測定が可能であるという理由から容認すべきであり、消去法としての検針日基準では不適切」、「合理的な見積手法を示しているにもかかわらず、その結果が合理的でないということに違和感がある」といった懸念や疑問が示された。

他方で、「一般事業とは異なるエネルギー事業の特殊性を考

慮する必要もあり、行政の見解を確認すべき」との指摘もなされた。

## (2) 監査人からの意見

監査人の意見として「見積値の不確実性が高く、監査にも困難が生じる可能性がある」といった懸念が紹介され、専門委員からは「監査の質の担保という観点からも、監査人の意見を勘案すべき」といった声も挙げられた。

## 海外事情の調査の結果

続いて、電力・ガス事業等における海外の開示事例の調査結果について、事務局による気づき事項が報告された。

ほとんどの調査対象企業が見積りを行っており、監査についても、監査基準が違うとはいえ実施可能であると考えることが妥当などといった見解が示された。

これに対し、専門委員からは「電力やガスなどの事業は内需産業であり、国際的な比較可能性より国内の比較可能性のほうが重要ではないか」との指摘があった。

# 投資信託共通の取扱いを検討

ASBJ、金融商品専門委

去る11月17日、企業会計基準委員会が第162回金融商品専門委員会を開催した。

投資信託の時価の算定に関する取扱いについて、前回の専門委員会（2020年11月20日号（No.1595）情報ダイジェスト参照）および親委員会（2020年12月1日号（No.1596）情報ダイジェスト参照）の審議を踏まえ、企業会計基準適用指針31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（以下、「時価算定適用指針」という）の改正について、次の事項が検討された。

**投資信託共通の取扱い**

投資信託財産が金融商品である投資信託と、投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱いを定め、時価算定適用指針に、「投資信託を解約等する際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない」旨を追加する。

また、これまでの審議において、「不動産投信等規則では『基準価額』の語が用いられてい

る」等の理由から、「基準価格」の定義について説明を加えるべきといった意見が寄せられていた。

現状では基準価格に関する具体的な定義は定められておらず、実務上の運用にあたっては各企業の判断に委ねられているが、基準価格についての一般的な内容を説明することは有用と考えられるため、時価算定適用指針に「基準価格とは、一般に、投資信託の購入および解約等の際の基準となる価格であり、投資信託一口当たりの価格をいう」旨の説明を追加する。この説明文については、現在投資信託協会にも確認中とのこと。

**金融商品の投資信託の時価測定**

解約等の制限に重要性がある場合に、例外的な取扱いを適用するかどうかの選択が任意になっているが、この場合に追加的な開示が必要ではないかという意見について、事務局から、「レベル3の開示事項のうち期首残高から期末残高への調整表の開示が想定されるが、投信についてレベル別開示を行ってもレベ

## 投資のハナシ 裏表

# オプションの価格②

三田 哉

なぜ、オプション価格算出にヒストリカルボラティリティが使われるのか？ 企業会計基準適用指針11号ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針に「過去の株価実績に基づく予測（ヒストリカル・ボラティリティとも呼ばれる。）を基礎として」と書かれているからだろうか？

これはおかしな文章で、ヒストリカルボラティリティは過去の観測値であって予測値ではない。書かならば「過去の株価実績（ヒストリカルボラティリティ）に基づいた予測値を使う」だろう。

銀行・証券の実務者はそうしている。このおかしな文言が価格算出にヒストリカルボラティリティを使うことが正しいという幻想をもたらしているのだろう。

こういった幻想がストックオプション会計にとどまるのなら気にしないのだが、「ストックオプション発行価格の公正性」、「公募の新株予約権・予約権付社債の発行価格の公正性」の判断においても、同じ発想（ヒストリカルボラティリティを使うのが正しい）で論じられているようだ。

有価証券の有利発行性の問題にストックオプション会計基準が援用されてしまっている。つまり、法律の世界でも、オプション価格の計算でヒストリカルボラティリティが使われることに何の疑問も持たれていないようだ。

次なる幻想は「モデル」である。ストックオプション会計基準で「価格算定モデル」という言葉が出てくる。筆者には、これが何を指しているのか理解不能なので、以降は、この用語を完全に忘れてもらおうとうえで、読んでいただきたい。

そもそも「モデル」とは、空気の流れのモデル化・感染拡散のモデル化というように、何かの動き・関連性・物事を抽象化したものである。金融業界でモデルといえば株価モデル・金利モデルが挙げられる。ブラックとシヨールズがオプション価格を計算する前提として、株価変動を

$$dS/S = \mu dt + \sigma dB$$

とモデル化した。これがブラック・シヨールズが採用した株価モデルである。このほかに、株価の跳びを考慮に入れた Jump

Diffusion モデルやボラティリティが変化する Stochastic Volatility モデルなど、より現実に近い動きを表現する株価モデルがある。こういったモデルを採用するかは、計算者が決める問題である。

株価モデルから金融資産を満たすべき偏微分方程式が導かれる。この偏微分方程式を固有の境界条件（オプションの満期のペイオフやノックアウト条件）のもとで解けば、オプション価格が求まる。この方程式をどう解くかは「計算法」の選択になる。偏微分方程式を解析的（数式のまま解く）に解いた結果が、有名なブラック・シヨールズ式である。モデルや境界条件が複雑になると、解析的に解くのが困難となり、数値解析（コンピュータで計算する方法）に頼るしかない。モンテカルロ法は数値解析の一種である。

大事なことは、「計算法」の違いは計算結果に違いをもたらさないが、「モデル」の違いは計算結果の違いをもたらすということだ。

ル3に該当するとは限らず、開示の必要性に乏しい」として提案の修正をしない旨が示された。

第446回親委員会でも審議が行われ、委員からは、「調整表は、その投信の時価の変動が売却や買増しによるのか価格の変動によるのかなどを示すので、利用者にとって有用ではないか」との意見があり、他の委員からも「レベル別分類の開示をしないと国際的な比較可能性が保たれないのでは」と再検討を求める意見が聞かれた。

事務局から「例外的な取扱いとなる投信は、インプットがないためレベル別開示を行うことは難しいので、便宜的にすべてレベル3とみなして調整表の開示を求めるといった案も検討する」といった回答があった。

### 不動産投資信託の時価の算定

投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に重要な制限が課せられていない場合、基準価格を時価とすることができると時価算定適用指針に追加する。なお、解約等に重要な制限が課せられている場合には、基準価格を時価とみなすことができる。

### 組合等への出資の時価の注記

前回の親委員会での審議を踏まえ、貸借対照表に持分相当額を純額で計上している組合等への出資について、企業会計基準適用指針19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」以下、「金融商品時価開示適用指針」という）4項に定める貸借対照表計上額等の注記を要しないこととされた。その場合、金融商品時価開示適用指針に定め

### 国際会計

## MD&A等の開示に関する規則S-Kの改正、公表—SEC

去る11月19日、SECは、非財務情報の開示を規定している規則S-Kの改正を公表した。

改正の目的は、規則S-Kで要求する開示を、近代化し、簡素化し、特定の開示を強化することにある。

SECは、関連する改正の公開草案を2020年1月30日に公表し、関係者のコメントを求めていた。

### 改正の内容

主要な改正の内容は次のとおりである。

●301項で要求される過去5年間

る事項を注記していない旨等を注記することが求められる。

### 適用時期

2022年3月31日以後終了する連結会計年度および事業年度における、年度末に係る連結財務諸表および個別財務諸表から適用する。2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首からの早期適用が認められる。

の財務数値の開示要求を削除

●302項の「2年間の四半期の財務数値の表での開示要求」を「過去の四半期の損益計算書に重要な適及的変動があった場合のみの原則主義に基づく要求」に変更

●MD&Aを規定している303項については、次を削除または変更

- ① 新たに303項(a)を設け、現行の303項(a)（年度全体）を303項(b)に変更（MD&Aの目的の明確化）
- ② 現行の303項(a)・(2)を303項(b)(1)に変更（流動性と資

## 経理用語の豆知識



### 減損の兆候における経営環境の悪化

資産または資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、または、悪化する見込みである場合には、減損の兆候となり、減損損失を認識するかどうかの判定を行うことになる。

経営環境が著しく悪化した場合の例として、①材料価格の高騰や、製・商品店頭価格やサービス料金、賃料水準の大幅な下落、製・商品販売量の著しい減少などが続いているような市場環境の著しい悪化、②技術革新による著しい陳腐化や特許期間の終了による重要な関連技術の拡散などの技術的環境の著しい悪化、③重要な法律改正、規制緩和や規制強化、重大な法律違反の発生など法的環境の著しい悪化、等が挙げられる。

資産または資産グループが使用されている事業に関連した経営環境の著しい悪化は、個々の企業において大きく異なるため、その具体的な内容は、個々の企業の状況に応じて判断することが必要と考えられる。

本源泉の開示要求の明確化

- ③ 現行の303項(a)(3)を303項(b)(2)に変更（業績の開示要求の明確化）
- ④ 303項(b)(3)（重要な会計上の見積り）の新設
- ⑤ 現行の303項(a)(4)（オフ・バランスシート契約）を303項(b)のインストラクション8に変更
- ⑥ 現行の303項(a)(5)（契約債務の表での開示）を削除し、303項(b)(1)での既知の契約上の債務とその他の債務からの重要な現金要求の開示を

要求

- ⑦ 現行の303項(b)（期中期間）を303項(c)に変更（比較する期間についての柔軟性を認める）

### 適用関係

この改正の内容は、様式20-Fの年次報告書をSECに提出する外国企業（foreign private issuer）にも適用される。

改正は、連邦官報での揭示から30日後に有効となる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2020年11月20日	政令325号 会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令等		2019年12月11日に公布された改正会社法の施行期日が2021年3月1日と定められた。ただし、株主への株主総会資料の電子提供の簡略化に関する規定の施行日は別途定められる。また、同整備法附則2号の施行日政令等も公布されている。 <a href="https://kanpou.npb.go.jp/20201120/20201120g00242/20201120g00242000f.html">https://kanpou.npb.go.jp/20201120/20201120g00242/20201120g00242000f.html</a>	—
2020年11月24日	会社法改正に伴う法務省関係政令及び会社法施行規則等の改正に関する意見募集の結果について	法務省	株式交付子会社の定義、取締役等の報酬等に関する規定などに対して意見が寄せられ、法務省が回答した。今回の意見募集の結果を踏まえた省令は、2020年11月27日に公布される。 <a href="https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&amp;id=300080224&amp;Mode=1">https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&amp;id=300080224&amp;Mode=1</a>	—

金融

## 求められる大胆かつ迅速な国内経済政策

20カ国・地域首脳会議（G20 リヤド・サミット）が11月21、22日にテレビ会議形式で開催された。G20リヤド首脳宣言が発出された。本来この会議は、世界の金融・経済に関する諸問題を話し合う場で、その観点から感染症対策も対象となる。

ただ感染症対策については、信用不安やこれまでの途上国支援などのように、金融・経済支援といった手段でG20が協調するというよりも、各国の自治体や地方政府が主体となって対処すべき問題であり、G20としての効果的な方策は容易ではない。今回の宣言文も、「東京オリンピック・パラリンピックを主催する日本の決意を称賛する」などのように、「賞賛」、「決意」、「強調」などの言葉は並ぶものの、新たな枠組みの創設や行動といった意味で特筆すべき具体策はみられなかった。

もちろん、COVID-19のワクチンの共同購入や治療薬、検査の実施といった面から資金援助の姿勢は示しているものの、たとえばそのワクチン自体、い

まだに確立したものになっていないだけに、資金援助自体はただちに効力を持つ政策とはいえないとの声もある。したがって、各国個別の政策が肝要となる。

日本国内をみると、すでに菅首相は直近の7-9月期のGD Pギャップを30兆円と見込み、追加経済対策の策定を指示した。しかし、11月22日には国内の新型コロナウイルス感染症の1日当たり新規感染者数が2、

500人を超えたことに加え、観光需要喚起策「GOTOトラベル」について、新規予約の一時停止や既存予約も割引対象から外す動きとなっているため、追加経済対策の規模引上げも考える必要が生じている。

さらに、以前から議論になっている消費税減税も、同時に検討課題に挙げる大胆な実行力を求める声もある。金融政策やセーフティネット構築などの施策に比べると、財政政策は効力を発揮するまで一定の時間を要するため、さらに迅速な政策決定が必要になるとの見方もある。

証券

## 世界の株価はコロナ禍の行方次第へ

米大統領選挙は民主党バイデン氏が次々と次期政権の主要人事を発表している。しかし、本来なら予想される経済・金融政策を先取りして騒ぐはずの米株式市場の反応は鈍い。

これには、両陣営の経済政策について、財政出動の規模が多少違う程度と認識されていたことが影響しているとの見方もある。選挙はどちらが勝っても経済への影響への大差はなく、要

深刻なコロナ禍を考えると、株価は堅調といえるとの声もある。

米株価の動きと同じ足どりになっているのが、欧州主要国（ドイツ、フランス、イタリア、スペイン、イギリス）の株価である。各国ともコロナ禍は収まる気配がみえず、ロックダウンの強化情報が相次いでいるのが現状である。

欧米と対照的なのが、アジア主要国の株価推移である。中国、韓国、台湾、シンガポール、ベトナムの株価は、11月半ば以降も着実な上昇を続けている。欧米に比べ、これらの国ではコロナ禍の状況は落ち着いており、経済活動へのマイナスも小さい。そのなかで、日本株価はどうか。日本株価は11月半ば以降上昇一服の様相が現れたが、横ばいというほどではなく、横ばいアジア主要国の中間のような位置にある。日本の1日当たり新規感染者数は増加傾向にあり、その対策はアジア主要国を上回っているとはいえない。

米大統領選挙が終わった今、これからの世界の株価動向を左右する要因は、コロナ禍の行方に絞られてきたとの見方もある。